

(令和8年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・年金定期
2. ご利用いただける方	・公的年金を当 J A で受給している方、および新たに当 J A で受け取る手続きをされた方
3. 期間	・定型方式 1 年 ・自動継続（元金継続）のみの取扱いとなります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1 万円以上 5 0 0 万円以下（お 1 人さま 5 0 0 万円以内） ・1 円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	期間 1 年：年 0. 6 0 0 %（税引後：0. 4 7 8 %） ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続時には、この定期貯金の約定利率を当該満期日まで適用します。ただし、年金のお受け取りを当 J A から変更された方については適用しません。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円として 1 年を 3 6 5 日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは 2 0. 3 1 5 %（国税 1 5. 3 1 5 %、地方税 5 %）※の分離課税となります。 ※令和 1 9 年 1 2 月 3 1 日までの適用となります。 ・金利は、窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6 か月未満 : 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 : 約定利率 × 5 0 %
10. 貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 この貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 5 1 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1, 0 0 0 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 取扱期間	<u>令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 3 月 3 1 日（水）</u>

12. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	苦情処理措置 本商品に係る相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店・出張所または金融部 金融推進課（電話：0776-50-7611）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部 金融推進課または J A バンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会 （電話：0776-23-5255） 京都弁護士会 （電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）
13. その他参考となる事項	・自動化機器・ネットバンクでのお預入はできません。

・ご不明な点は、当 J A 窓口までお気軽にお問い合わせください。